

(件名)

「ふじのくに障害者しあわせプラン」の概要と推進

(障害者支援局障害者政策課)

1 計画の概要

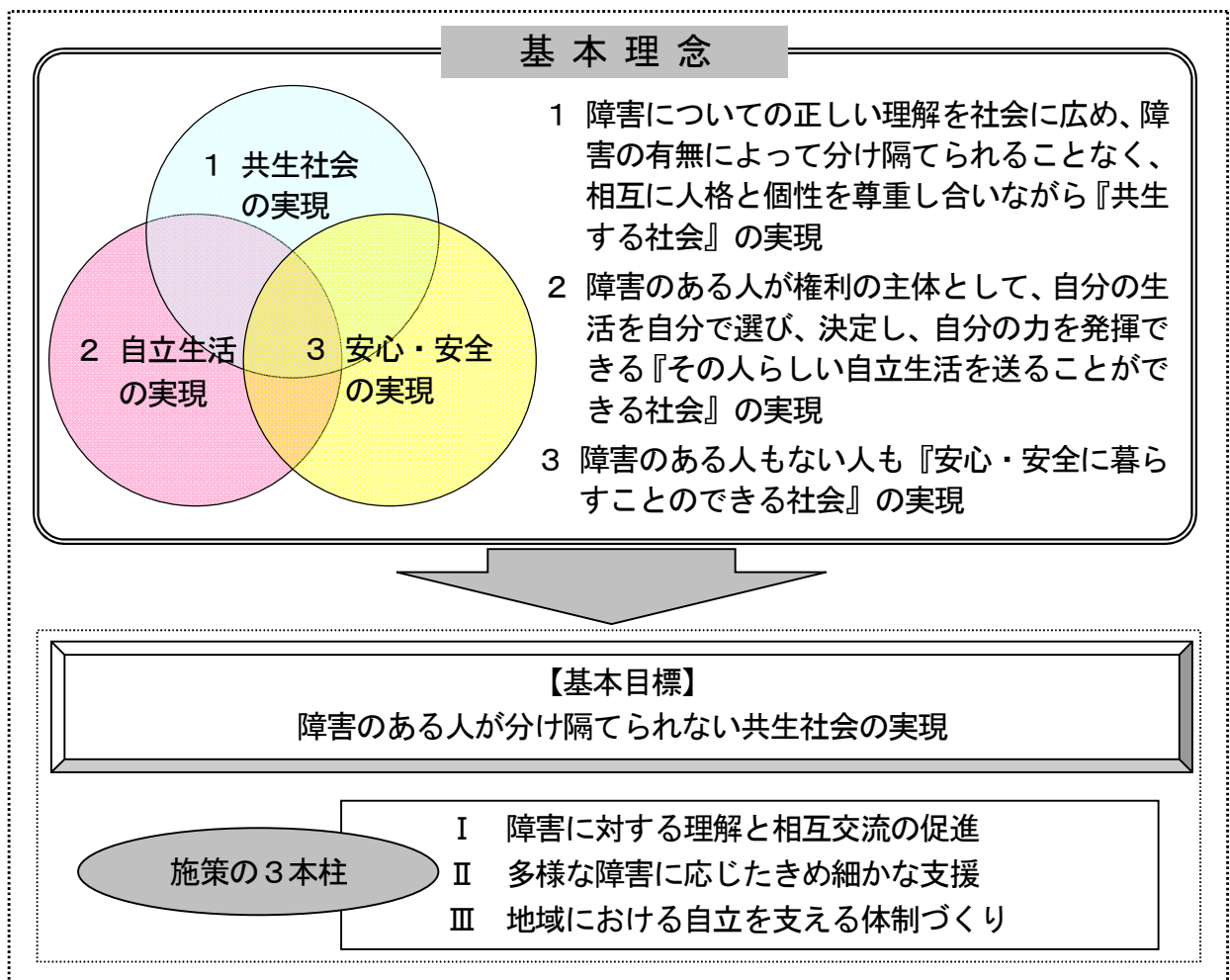
「ふじのくに障害者しあわせプラン」は、静岡県における障害者施策の基本的方向性を示す「障害者計画」(障害者基本法)と、その方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画である「障害福祉計画」(障害者総合支援法)及び「障害児福祉計画」(児童福祉法)の総称であり、障害者施策を総合的に推進していくためのものである。

(経緯)

- ・平成19年3月、障害者基本法に基づく「第2次静岡県障害者計画」及び障害者自立支援法(現在は障害者総合支援法)に基づく「第1期静岡県障害福祉計画」の双方を「ふじのくに障害者プラン21」として一体的に策定した。
- ・その後、平成21年度には「第2期静岡県障害福祉計画」を、平成24年度には「第3期静岡県障害福祉計画」を策定してきたが、平成25年7月に「第3次静岡県障害者計画」を策定したことに合わせ、「ふじのくに障害者しあわせプラン」と改称した。

2 第4次静岡県障害者計画 (計画期間：平成30年度～令和3年度 4箇年)

(1) 計画の構成



(2) 主な改正点

障害者差別解消条例の施行等を踏まえた関連施策の充実	県民会議開催、合理的配慮徹底、ヘルプマーク配布・周知、障害者スポーツ普及等
国基本計画の見直しへの対応	PDC Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進、意思決定支援、権利擁護等
関係団体意見への対応	目指す社会の姿を明記、精神障害に係る施策を拡充、障害福祉サービスの質の向上等

3 第6期静岡県障害福祉計画及び第2期静岡県障害児福祉計画

(計画期間：令和3年度～令和5年度 3箇年)

・計画期間満了に伴い、令和3年3月に新たな計画を策定し、公表した。

(1) 計画の項目

障害のある人が必要とする障害福祉サービス等が適切に提供されることを目指し、全県及び8つの障害保健福祉圏域ごとに次のことを定めた。

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量確保のための方策（活動指標）等

(2) 改正のポイント

国の基本指針（R2.5改正）に基づき、**地域生活支援拠点や相談支援体制の充実強化、中重度障害のある人向けのグループホーム確保等、新たな成果目標等**を設定した。

(3) 主な成果目標

項目	前回(H30～R2)		今回(R3～R5)
	計画(R2)	実績(R1)	R5計画
福祉施設の入所者の入所者数	3,312人	3,401人	3,336人
地域生活への移行地域移行者数	309人	196人	206人
地域生活支援拠点等有する機能の充実	13箇所	3箇所	22箇所
福祉施設から一般就労への移行者	633人	492人	724人
相談支援体制の充実・強化等の体制確保（新規）	—	—	35市町
障害福祉サービス等の質の向上の取組に係る体制構築（新規）	—	—	35市町
障害福祉サービスの利用者数	32,874人	29,681人	36,331人
うち日中サービス支援型グループホーム	—	184人	389人
相談支援の利用者数	34,454人	33,205人	41,155人
障害児支援の利用者数	12,683人	12,467人	15,873人

4 参考

○ふじのくに障害者しあわせプランの計画期間

種別	内容	根拠法	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
障害者計画	○施策の基本的方向性	障害者基本法	第4次			第5次				
障害福祉計画	○数値目標等の実施計画	障害者総合支援法	第5期		第6期					
障害児福祉計画		児童福祉法	第1期		第2期					

参考：内閣府

障害者基本計画	○施策の基本的方向性	障害者基本法	第4次							
---------	------------	--------	-----	--	--	--	--	--	--	--